

介護保険サービス事業所管理者様

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課

令和5年度のサービス提供体制強化加算の算定について（通知）

令和5年度のサービス提供体制強化加算（以下「本加算」という。）の算定については、令和4年4月から令和5年2月の11ヶ月における常勤換算方法により算出した職員数の平均値を用いることとなります。

つきましては、前年度（令和4年4月から令和5年2月まで。以下同じ。）の実績を確認し、同実績が6月以上で、令和5年度は本加算が算定できない場合又は区分が変更となる場合は、下記の届出書を提出してください。（但し、引き続き本加算（区分の変更がない場合に限る）を算定する場合は、届出書を提出する必要はありません。）

前年度の実績が6月に満たない事業所（新規及び再開を含む。）については、令和5年度も引き続き届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均値を用いることとし、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員割合について、毎月継続的に所定の割合を継続する必要があります。

記

1 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) サービス提供体制強化加算に関する届出書(勤務形態一覧表等必要な添付書類を含む。)
- (4) サービス提供体制強化加算計算表

2 提出期限

- (1) 訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防通所介護相当サービスの場合  
→ 令和5年3月15日（水）必着
- (2) 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の場合  
→ 令和5年3月31日（金）必着

※令和5年4月1日付で介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の変更がある場合は、サービス提供体制強化加算の変更と併せて1回で提出してください。

3 その他

前年度の実績計算については、高松市HPに参考様式（計算表）を掲載しますので、御利用ください。なお、計算表は①～⑦までありますが、算定する区分によって使用するシートが異なりますので、算定を希望している加算に対応したシートかどうかを確認の上、利用してください。

掲載場所：もっと高松 > 右上の検索窓で「介護保険サービス事業者の皆様へ」で検索 > 介護保険サービス事業者の皆様へ > 介護保険課からのお知らせ一覧

[http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service\\_jigyosha/ichiran.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/ichiran.html)

お問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係

電話 (087) 839-2326 F A X (087) 839-2337